

保育所・幼稚園の

将来のあり方について 年度内に報告予定

三豊市就学前教育・保育検討委員会

市内の就学前教育・保育の統一が課題

三豊市と三豊市教育委員会は平成20年6月4日、山神眞一香川大学教育学部教授を委員長とする三豊市就学前教育・保育検討委員会(委員12名)を設置しました。

- ① 就学前の教育・保育及び子育て支援のあり方について
- ② 就学前の教育及び保育の振興について

この2点について検討を行うものです。
これにより、小学校入学前の教育・保育及び子育て支援について現状把握と、方向性を示すこととなります。

市の実施責任を明確に

1月の報告書提出までに、8回の検討委員会を開催されます。検討委員会での協議事項は、

- 幼稚園・保育所のあり方について
- 保育年齢、保育時間、預かり保育制度について
- 幼稚園・保育所・小学校の連携について
- 職員の研修・交流・質の向上について
- 子育て拠点としての幼稚園・保育所の役割について
- 耐震化・適正規模・適正配置について

下記の内容で協議されてきました。これに基づき報告が行われます。



三豊市内幼稚園・保育所の現在の運営状況

幼稚園		通園区域有り		豊中 大浜・箱浦	その他の園
保育年齢	通常保育	3歳児		●	●
		4歳児		●	●
		5歳児		●	●
預かり保育	通常保育	3歳児		●	●
		4歳児		●	●
		5歳児		●	●
保育時間	通常保育	8:30 ~ 14:00 (希望あれば7:30~)			
		14:00 ~ 18:00			
	預かり保育	8:00 ~ 18:00 (希望あれば7:30~)			
		8:00 ~ 12:00 (希望あれば7:30~)			

保育所		通所区域無し									
定員(人)		高瀬中央	高瀬南部	山本	三野	豊中	松崎	詫間	須田	仁尾	財田
保育年齢	0歳児	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1歳児	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2歳児	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3歳児	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4歳児	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保育時間	通常保育(平日)	8:30(希望あれば7:30) ~ 16:30									
	居残り保育(平日)	16:30 ~ 18:00									
	土曜保育	8:30(希望あれば7:30) ~ 12:30									

検討委員会での協議内容(まだ決定していません)

保育所

- ◎保育年齢は0歳児～5歳児への統一を目指す
- ◎保育時間は……8:30～16:30
早朝保育……7:30～8:30
居残り保育…16:30～18:00
土曜保育……8:30～12:30
- ◎1保育士に対する乳幼児数
0歳児……2～3人
1歳児……4～5人
2歳児……5～6人
3歳児……15～20人
4・5歳児 25～30人
- ◎1保育室当たりの望ましい乳幼児数
0歳児……6～8人
1歳児……8～12人
2歳児……10～15人
- ◎1保育所の人数
60人～90人(年度途中で25%増まで入所できる)
- ◎通所区域
区域指定なし
- ◎適正規模・適正配置
豊中幼稚園の多人数については何らかの配慮が必要である
適正配置・統廃合についてはこの場で議論すべきではない
適正配置は統廃合を検討する中で協議するべき

幼稚園

- ◎保育年齢は現行どおり
- ◎保育時間は…8:30～14:00
早朝保育…7:30～8:30
- ◎望ましい1学級の園児数
3歳児……15人～20人
4歳児～5歳児…25人～30人
- ◎望ましい学級数
各学年1～2学級
- ◎1園の望ましい園児数
80人～120人
- ◎通園区域
小学校区と同じ



鳥坂企業用地売却に伴い 臨時会を開催

平成20年第3回三豊市議会臨時会が、11月19日(水)鳥坂企業用地造成工事請負契約の変更について、第4回臨時会が、11月25日(火)鳥坂企業用地造成地の棚下コンクリートの売却について議決されました。

第3回臨時会においては、工事請負契約額の変更により当初見積額より1億321万5千円増額となりました。しかし当初予算額5億9500万円は下回っています。

第4回臨時会においては、鳥坂企業用地造成地の平坦地1万490坪、坪当たり1万円を法面を含めて10億1430万円で売却契約することを議決しました。

今回の契約額増額の主要な要因は、残土処理量の増大でした。

- ① 設計書の正確さ追及
 - ② 庁舎内の縦割り作業をなくす
 - ③ 専門家の採用を行う
- 議決にあたっては、以上の3点を確認しました。



■ さまざまなご質問も相談下さい。



滝本文子
☎62-2105



岩田秀樹
☎72-5094
090-4339-0577

皆さんの声を
市政に届けます。
日本共産党三豊市議団

滝本文子議員

急がれる学童保育の運営基準(ガイドライン)づくり

質問 市内18ヶ所ある学童保育は運営状況がバラバラで、子ども達の生活は決して良好といえず、公設公営、公設民営ともレベルアップが必要です。働く親たちが安心して預けられ、子ども達に落ち着いた生活を保障するため、保育料や指導員の雇用形態の統一など、ガッチリした運営形態の確立が必要です。以下を要望します。

- (1) 市の学童保育の運営基準(ガイドライン)の作成
- (2) 保育料の負担減
- (3) 指導員の待遇安定等のため市独自の補助制度の確立
- (4) 特に民営の指導員の雇用
- (5) 民営の運営事務の父母負担軽減
- (6) 公・民営ともに「最終責任」は三豊市にあることの明確化

答弁

- (1) 運営基準(ガイドライン)づくりに速やかに取り組む
- (2) 保育料のあり方を含め、補助金制度を検討する
- (4) 委託基準の見直しの中で方向性を示す
- (5) 公設公営はもとより、それ以外についても最終責任は三豊市にある



雇用促進住宅廃止計画は撤回を!

厚生労働省や「雇用・能力開発機構」の雇用促進住宅に関して

- ① 一方的な住宅廃止決定を白紙に戻し、「入居者への説明会」を行うこと
- ② 入居者の声を十分に聞き、一方的な退去を行わないこと
- ③ 入居継続を認めるほか、近隣住宅への移動により居住権を保障する
- ④ 住居を確保できない人たちの住宅対策として検討する
- ⑤ 自治体への売却は柔軟な対応でのぞむこと



の5項目の申し入れを行いました。厚生労働省と「機構」は、日本共産党国会議員団に対して、「退去期日」を一年間延期するとともに、今後すべての住宅で「十分かつ丁寧」な説明を行う、それが終了するまでは退去は求めない。と明言しました。

賃貸借についての法律(借地借家法)でも、「正当な事由」がなければ、家主は借主に対して、立ち退き請求や更新の拒絶を行えないことが明確にされています。

現在の家賃に見合う住宅は公営住宅しかありません。子育て世代では、子どもの保育園、学校などの転校を余儀なくされます。高齢者の場合は、近隣の助け合いで何とか生活しており、さらに深刻です。

詫間・仁尾宿舎では説明会が開催され、「説明会が終わるまでは退去を求めない、2年間の猶予期間をおく」など手続きの変更が説明されました。最長2年間の猶予です。これでは入居者の居住権を守るものではありません。

入居者の居住権を守ることが今求められています。



岩田秀樹議員

<http://iwata.jcpweb.net/>

岩田ひでき

検索

ホームページを開設しました。どんとんアクセスしてください。

税金の徴収は納税者の立場に立ち対応はできないか?

質問 市の国保税減免規定に病気・リストラなどによる失業、事業廃止などによる対応はありません。納税が困難に陥った場合、広域による徴収ではなく、滞納に至った経過を納税者の立場で聞いていく姿勢で納税猶予の取り扱い規定を反映すべきではないでしょうか。災害、事故、病気、業績などの悪化に起因して、納付困難になった場合、滞納に至った経過を納税者の立場で聞き、納税猶予の「取り扱い規定」(国税庁通達)を反映すべきではないでしょうか。



滞納緩和措置の職員への徹底と市民周知を!

答弁 市の条例の上位法(法律など)に対する条項が、市の条例にない場合でも、上位法の規定が準用されます。滞納についても、県の滞納整理機構の比率を少なくしました。できるだけ税務課で対応して、身近なところでの滞納相談、税相談というのをやっていきたいと考えています。

雇用促進住宅廃止について、入居者に説明が必要ではないか!

質問 雇用促進住宅を2021年度末までに全国で約14万戸を廃止しようとして、約6万7500戸の廃止を決定し、廃止決定通知が送付されています。三豊市においては、200戸の廃止計画が出されています。

雇用促進住宅は、雇用保険の保険料で整備され、独立行政法人の雇用能力開発機構が所有、運営、独立採算を行い、公的住宅の柱となってきました。入居者への説明もなく一片の通知で撤去を迫っています。市はどう対応するのでしょうか。

譲渡について三豊市に打診がきている

答弁 平成17年に閣議決定し、15年で雇用促進住宅を譲渡・廃止する方針を決定。当市にも譲渡についての打診がきています。三豊市には雇用促進住宅が仁尾宿舎・詫間宿舎・高瀬宿舎の3ヶ所あります。入居率は仁尾宿舎32戸、53.3%、詫間宿舎55戸、68.8%、高瀬宿舎43戸、71.7%となっています。仁尾・詫間については募集をすでに停止しています。入居者で、希望者は市営住宅募集時に申し込んでいただければと考えています。

市は入居者に対して説明会を実施するように国に申し入れを

質問 入居者に説明もなく、退去を迫る雇用能力開発機構。三豊市民の入居権を守り、入居者の理解を得ないままでの一方的な廃止決定は許せません。市としては、入居者の聞き取りをするとか、住民の居住権を守って説明会を実施するように要望するつもりはないか。

市としては特別に検討しない

答弁 全体を集めての説明会でなく、契約時の条項に入っているため、説明の必要はないと考えています。

雇用促進の廃止問題に関して市は何の対応もしない「冷たい」対応

質問 実質100世帯が入っている住宅に対して、冷たい。聞き取りはしません、相談窓口はつくりません。機構に対して「説明会の開催申し入れをしない」のであれば、市としては何もしないということで理解してよろしいですか。